

資料編

- 1 鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例 62
- 2 鹿児島県消費者行政推進本部設置要綱 69
- 3 消費者基本計画における取組の担当課一覧 71
- 4 消費生活相談窓口一覧 72
- 5 県消費生活センター・大島消費生活相談所地図 73

1 鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和52年10月3日公布

昭和52年鹿児島県条例第33号

鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条の4)
- 第2章 消費生活の安全等に関する施策
 - 第1節 安全の確保(第7条—第9条)
 - 第2節 規格、表示等の適正化(第10条—第13条)
 - 第3節 不当な取引行為の防止(第14条—第14条の3)
 - 第4節 啓発活動の推進等(第15条・第16条)
- 第3章 生活関連商品に関する施策(第17条—第22条)
- 第4章 消費者被害の救済に関する施策(第23条—第27条)
- 第5章 消費生活における環境への配慮(第28条・第29条)
- 第6章 鹿児島県生活安定審議会(第30条・第31条)
- 第7章 雑則(第32条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、市町村及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)を推進するに当たっては、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の理解と協力のもとに、本県の自然的地理的条件並びに都市、農山漁村及び離島におけるそれぞれの地域の実情に即した施策が講じられるとともに、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重すること並びに消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費生活において、消費者の安全が確保されること。
 - (2) 消費生活において、商品又は役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費生活において、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
 - (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - (5) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策を推進するに当たっては、高度情報通信社会及び国際化の進展に的確に対応することに配慮しなければならない。
- 4 消費者施策を推進するに当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(県の責務等)

第3条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、経済社会の変

動に即応して、消費者施策を講ずるとともに、これを推進する責務を有する。

第4条 市町村は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、当該地域の実情に即した消費者施策を講ずるとともに、これを推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務等）

第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第5条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

（消費者の自主性等）

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第6条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

（知事への申出）

第6条の3 県民は、この条例の定め違反する事業者の事業活動により、又はこの条例に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が不当に侵され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

（消費者基本計画）

第6条の4 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 長期的に講ずべき消費者施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県生活安定審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第2章 消費生活の安全等に関する施策

第1節 安全の確保

(安全の確保)

第7条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査)

第8条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等について、安全を害するおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(安全確保勧告)

第9条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の安全を害するおそれがあると認めるときは、消費者の安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨を消費者に周知させるものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者に対し、当該勧告に基づいてとった措置及びその結果について、報告を求めることができる。

第2節 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第10条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するよう努めるものとする。

- (1) 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格によること。
- (2) 消費者が選択又は使用を誤ることがないように価格、原材料、量目、製造年月日、消費期限、賞味期限、保存方法、原産地等を適正に表示すること。
- (3) 消費者が不利益を被ることがないように適正な計量をすること。
- (4) 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大又は過剰な包装をしないこと。
- (5) 消費者への供給後における修理、交換等のアフターサービスの向上を図ること。
- (6) 消費者が選択を誤るおそれのないよう広告に当たっては、その表現に留意し、適正な情報を提供すること。

(自主基準の設定)

第11条 事業者団体は、商品等について、消費者が適切かつ容易に選択し、又は安全に使用し、若しくは利用することができるようにするため、商品等の規格、表示、包装等の適正化に関し、事業者の遵守すべき基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者団体は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 知事は、事業者団体に対し、自主基準の設定及び変更について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第12条 知事は、事業者が供給する商品等の規格、表示、包装等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、当該商品等の規格、表示、包装等の基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県生活安定審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第13条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第3節 不当な取引行為の防止

(不当な取引行為の禁止)

第14条 事業者は、商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為として規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは商品等に関する誤認を招く情報を提供し、消費者を威迫し、若しくは心理的不安に陥れる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者を欺き、威迫する等不当な方法を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しの申出を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(不当な取引行為の調査)

第14条の2 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(不当な取引行為の是正勧告)

第14条の3 知事は、事業者の不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告するとともに、速やかに、当該不当な取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

第4節 啓発活動の推進等

(啓発活動及び教育の推進等)

第15条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市町村は、当該地域の実情に即した啓発活動の推進及び教育の充実等の施策を講ずるよう努めなければならない。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(試験、検査等の実施)

第16条 知事は、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて、その結果に関する情報を県民に提供するものとする。

第3章 生活関連商品に関する施策

(情報の収集及び提供等)

第17条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の需給の状況及び価格の動向に関する情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(生活関連商品の供給等の協力要請)

第18条 知事は、生活関連商品の価格の安定及び流通の円滑化を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(緊急措置を要する商品の指定)

第19条 知事は、生活関連商品の需給の状況又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該生活関連商品を緊急措置を要する商品として指定することができる。

- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定商品の調査)

第20条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品(以下「指定商品」という。)の需給の状況及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(指定商品の売渡し勧告)

第21条 知事は、事業者が買占め又は売惜しみにより指定商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限を定めて、当該指定商品を売り渡すよう勧告することができる。

(指定商品の価格の引下げ勧告)

第22条 知事は、事業者が指定商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該事業者に対し、その価格を速やかに引き下げるよう勧告することができる。

第4章 消費者被害の救済に関する施策

第23条 削除

(苦情処理及び紛争解決の促進等)

第24条 市町村は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

- 2 知事は、市町村との連携を図りつつ、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等を行うものとする。この場合において、知事は、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。
- 3 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策(前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努めなければならない。
- 4 知事は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第25条 知事は、消費者苦情の処理の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するため、あつせんその他の措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定によるあつせんその他の措置によつて解決することができなかつた消費者苦情については、これを鹿児島県生活安定審議会の調停に付することができる。

(訴訟の援助)

第26条 知事は、事業者の供給する商品等によつて被害を受けた消費者がその事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調

停を含む。以下同じ。)を提起しようとする場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する資金の貸付けを行うほか、訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- (1) 鹿児島県生活安定審議会の調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るもので、鹿児島県生活安定審議会が援助を適当であると認めたものであること。
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。
- (3) 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

(貸付金の返還等)

第27条 前条の規定により訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第5章 消費生活における環境への配慮

第28条 知事は、環境に配慮した消費生活を推進するため、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 事業者は、商品等の供給を行うに当たっては、環境に配慮し、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。
- 3 消費者は、商品等の選択、使用、処分等を行うに当たっては、環境に配慮し、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

第29条 削除

第6章 鹿児島県生活安定審議会

(鹿児島県生活安定審議会)

第30条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議し、並びに消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、鹿児島県生活安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員22人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会は、消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、消費者苦情処理部会を置くことができる。

6 前4項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(資料の提出等の要求)

第31条 審議会は、消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

第7章 雑則

(立入調査等)

- 第32条 知事は、第9条第1項、第14条の3、第21条及び第22条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該事業者の営業所、事務所、工場、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

- 第33条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容その他必要な事項について公表することができる。
- (1) 第8条第2項、第14条の2第2項、第25条第2項又は第31条の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (2) 第9条第1項、第13条第2項、第14条の3、第21条又は第22条の規定による勧告に従わなかつたとき。
- (3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国等への要請)

- 第34条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体並びに県外の事業者に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(規則への委任)

- 第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (鹿児島県民の生活安定のための緊急対策に関する条例の廃止)
- 2 鹿児島県民の生活安定のための緊急対策に関する条例(昭和49年鹿児島県条例第22号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月28日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第9号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 鹿児島県消費者行政推進本部設置要綱

(設置)

第1条 消費者行政の総合調整及びその一体的な推進を図り、もって県民の安全で豊かな消費生活の確保に資するため、鹿児島県消費者行政推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 県民に重大な影響を与える消費者問題に関する情報交換に関すること。
- (2) 消費者行政に関する重要な事項に関すること。
- (3) その他消費者行政の推進について必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、男女共同参画局に関する事務を担当する副知事の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、前項に規定する副知事以外の副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第1本部員の項に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 本部長は、必要と認めるときは、関係職員に会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

5 幹事長は幹事会の会議の議長となり、議事を整理する。

6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、男女共同参画局消費者行政推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本部長	副知事（男女共同参画局担任）
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	文化スポーツ局長
	男女共同参画局長
	企画部長
	P R ・ 観光戦略部長
	環境林務部長
	くらし保健福祉部長
	商工労働水産部長
	農政部長
	土木部長
	危機管理防災局長
	会計管理者
	教育長
	警察本部長

別表第2（第6条関係）

区 分	職 名
幹事長	男女共同参画局次長
副幹事長	男女共同参画局 消費者行政推進室長
幹事	総務部 人事課長
	文化スポーツ局 文化振興課長
	男女共同参画局 青少年男女共同参画課長
	企画部 企画課長
	P R ・ 観光戦略部 かがしま P R 課長
	環境林務部 環境林務課長
	くらし保健福祉部 保健医療福祉課長
	商工労働水産部 商工政策課長
	農政部 農政課長
	土木部 監理課長
	危機管理防災局 危機管理課長
	出納局 会計課長
	教育庁 総務福利課長
	警察本部 生活安全部 生活環境課長

3 消費者基本計画における取組の担当課一覧（令和3年3月1日）

部局等名	課・室名	係名	電話番号
男女共同参画局	消費者行政推進室	消費者行政推進係	099-286-2521
		事業者指導係	099-286-2530
	消費生活センター		099-224-0999
	大島消費生活相談所		0997-52-0999
	くらし共生協働課	くらし安全係	099-286-2523
企画部	エネルギー政策課	再生可能エネルギー推進係	099-286-2431
PR・観光戦略部	観光課	観光企画係	099-286-2994
		観光地づくり係	099-286-3005
	国際交流課	国際企画係	099-286-2303
環境林務部	地球温暖化対策室	地球温暖化対策係	099-286-2586
	廃棄物・リサイクル対策課	リサイクル推進係	099-286-2594
	森林経営課	特用林産係	099-286-3364
くらし保健福祉部	社会福祉課	地域福祉支援係	099-286-2841
	子ども家庭課	母子保健係	099-286-2775
	子育て支援課	子ども育成係	099-286-2466
	健康増進課	健康増進栄養係	099-286-2717
	障害福祉課	自立支援係	099-286-2753
		精神保健福祉係	099-286-2754
	高齢者生き生き推進課	生きがい推進係	099-286-2568
		認知症・生活支援係	099-286-2694
		地域包括ケア推進係	099-286-2694
	介護保険室	保険者指導係	099-286-2674
	生活衛生課	温泉営業係	099-286-2784
		食品衛生係	099-286-2786
		乳肉衛生係	099-286-2786
	薬務課	麻薬係	099-286-2804
		薬務係	099-286-2806
商工労働水産部	商店街活性化推進室	商店街活性化推進係	099-286-2939
	水産振興課	水産流通対策係	099-286-3435
	計量検定所	総務検査課	099-269-5161
農政部	農政課	食育・地産地消担当	099-286-3194
	かごしまの食ブランド推進室	食の安全推進係	099-286-3177
	経営技術課	技術環境係	099-286-3155
		生産環境係	099-286-2891
	畜産課	企画経営係	099-286-3216
		耕畜連携飼料対策係	099-286-3219
	大隅加工技術研究センター		0994-31-0311
土木部	建築課	管理係	099-286-3707
	住宅政策室	住宅企画係	099-286-3738
危機管理局	危機管理課	計画管理係	099-286-2256
	消防保安課	保安係	099-286-2262
教育庁	義務教育課	義務教育係	099-286-5300
	特別支援教育室	特別教育支援係	099-286-5296
	高校教育課	高校教育係	099-286-5291
		産業教育係	099-286-5294
	保健体育課	健康教育係	099-286-5316
	社会教育課	生涯学習係	099-286-5336
		社会教育係	099-286-5339
警察本部	生活環境課	企画指導係	099-206-0110
	生活安全企画課	特殊詐欺抑止対策係	

4 消費生活相談窓口一覧（令和3年3月1日）

■消費者ホットライン

局番なし**188**いやや！泣き寝入り！

消費者ホットラインは、消費者トラブル等について相談したいときに、全国共通の電話番号188番にかけると身近な消費生活相談窓口（市町村や県など）に接続されるシステムです。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

■訪日観光客消費者ホットライン

03-5449-0906

訪日観光客消費者ホットラインは、訪日外国人等が、日本滞在中に消費者トラブルにあった場合に相談できる電話相談窓口です。対応言語は、英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、フランス語、日本語です。

■市町村

消費生活センター

市町村名	担当課名	電話番号
鹿児島市	消費生活センター	(099)808-7500
鹿屋市	消費生活センター	(0994)31-1169
枕崎市	消費生活センター	(0993)72-1111
阿久根市	消費生活センター	(0996)73-1211
出水市	消費生活センター	(0996)63-6203
指宿市	消費生活センター	(0993)22-2334
西之表市	消費生活センター	(0997)22-1111
垂水市	消費生活センター	(0994)32-0581
薩摩川内市	総合相談窓口	(0996)23-0808
日置市	消費生活センター	(099)273-2172

市町村名	担当課名	電話番号
曽於市	消費生活センター	(0986)76-8823
霧島市	消費生活センター	(0995)64-0964
いちき串木野市	消費生活センター	(0996)33-5638
南さつま市	消費生活センター	(0993)76-1640
志布志市	消費生活センター	(099)472-1111
奄美市	消費生活センター	(0997)52-1111
南九州市	消費生活センター	(0993)83-2511
伊佐市	消費生活センター	(0995)23-1336
始良市	消費生活センター	(0995)66-3165

資料編

消費生活相談窓口

市町村名	担当課名	電話番号
三島村	経済課経済係	(099)222-3141
十島村	地域振興課産業振興室	(099)222-2101
さつま町	商工観光PR課 商工振興係	(0996)53-1111
長島町	水産商工課商工観光係	(0996)86-1137
湧水町	産業振興課商工観光係	(0995)74-3111
大崎町	企画調整課商工振興係	(099)476-1111
東串良町	企画課商工観光係	(0994)63-3122
錦江町	産業振興課経済チーム	(0994)22-0511
南大隅町	商工観光課 農商工連携係	(0994)24-3115
肝付町	産業創出課商工観光係	(0994)67-2116
中種子町	企画課商工観光係	(0997)27-1111
南種子町	企画課観光経済係	(0997)26-1111

市町村名	担当課名	電話番号
屋久島町	産業振興課 産業振興係	(0997)43-5900
大和村	住民税務課生活係	(0997)57-2111
宇検村	企画観光課	(0997)67-2211
瀬戸内町	商工交通課 商工交通係	(0997)72-0640
龍郷町	町民税務課 消費者行政係	(0997)62-3111
喜界町	町民税務課 生活環境係	(0997)65-3687
徳之島町	企画課統計係	(0997)82-1111
天城町	企画財政課 企画・統計係	(0997)85-5178
伊仙町	未来創生課 消費者行政係	(0997)86-3111
和泊町	企画課消費者行政係	(0997)84-3513
知名町	企画振興課	(0997)84-3162
与論町	商工観光課 消費者行政係	(0997)97-4902

■県

名称	電話番号
鹿児島県消費生活センター	(099)224-0999

名称	電話番号
大島消費生活相談所	(0997)52-0999

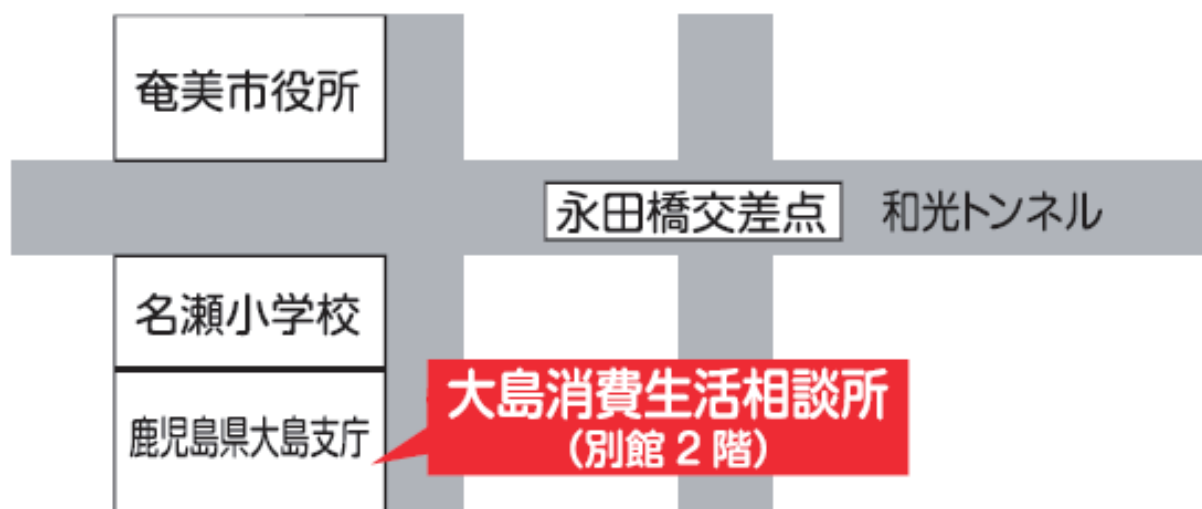
5 県消費生活センター・大島消費生活相談所地図

鹿児島県消費生活センター



所在地 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号
 県住宅供給公社ビル2階
 電話 099-224-0999
 FAX 099-224-4997
 利用時間 月～金 9:00～17:00
 土 10:00～16:00
 (土曜日の面接相談を希望される方は、事前に御連絡ください。)
 休業日 日、祝日、年末年始

大島消費生活相談所



所在地 〒894-8505 奄美市名瀬永田町17番3号
 電話 0997-52-0999
 利用時間 月～金 9:00～17:00
 休業日 土、日、祝日、年末年始